

1
Jan.衛生
トピックス

今月のテーマ：

2020年を振り返って

今月は「2020年を振り返って」と題し、昨年の主な食品衛生や新型コロナウイルス感染症に関する行政の動向等をご紹介いたします。

2020年を振り返って

昨年の主な行政の動向等を以下に示します。(青色は新型コロナウイルス感染症に関することです。)

1月

1月6日に厚生労働省が「中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について」注意喚起
中華人民共和国湖北省武漢市において2019年12月以降、原因となる病原体が特定されていない肺炎の発生が複数報告されていることを受け、渡航者等に注意喚起がなされた。

**「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」公布**

1月28日に新型コロナウイルス感染症が、感染症法の指定感染症に定められ(令和2年政令第11号)、**2月1日**に施行。診断した医師による保健所への届出や、入院の勧告、就業制限などが規定されている。指定期間は原則1年以内で2021年1月31日が期限であるが、さらに1年の延長が可能であり、**12月17日の厚生科学審議会感染症部会**で延長を提案し、了承された。

世界保健機関(WHO)は新型コロナウイルス感染症が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると宣言

1月30日、WHOは中国以外の地域でも感染が広がり、感染拡大防止には国際的な協力態勢が必要であると判断し、国際保健規則(IHR)における「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」に該当すると宣言した。これにより、WHO加盟国は、感染拡大防止対策等に協力することが求められた。

2月

政府は「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定

2月25日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定し、現状や新型コロナウイルス感染症について把握している事実、対策等について示された。

「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」改正

食品衛生法等の改正を受けて、3月5日に「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成15年厚生労働省告示第301号)の一部を改正する件」(令和2年消費者庁・厚生労働省告示第1号)が公布され、HACCPに沿った衛生管理や、器具容器包装の製造者による製造管理基準に沿った衛生管理等の監視指導について追記された。**6月1日施行**。(施行通知 3月9日付 生食発0309第1号)

WHOは新型コロナウイルス感染症が「パンデミック(世界的な大流行)とみなせる」と表明

3月11日、WHOの事務局長が定例会見で、感染者数、感染者が確認された国が急激に増えており、今後も増加が予想されるとして、パンデミックとみなせると表明した。

新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)の対象に追加

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が**3月13日**に閣議決定、**14日**より施行され、対象に新型コロナウイルス感染症が追加された。これにより、総理大臣が「緊急事態宣言」を行い、都道府県知事が外出自粛や学校休校などの要請や指示を行うことが可能となった。3月26日には特措法に基づく政府対策本部が設置された。

農林水産省が「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」公表

3月13日、食品製造業、食品流通業(卸売、小売)、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時には、保健所と連携し、感染拡大防止を前提として、食料安定供給の観点から、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたガイドラインが公表された。

厚生労働省が「食品等事業者によるマスクの着用及び手指の消毒について」を発出

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、マスク及び消毒用アルコールが不足している状況を踏まえ、食品等事業者のマスクの着用及び手指等の消毒について、食品衛生上の危害の発生防止に十分留意しつつ、衛生管理を確保することが示された。(3月25日付 薬生食監発0325第1号)

**指定成分を含有する食品について、指定成分、製造基準、健康被害情報の届出等が規定**

食品衛生法等の改正により、3月27日に「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第50号)、「食品衛生法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定成分等」(令和2年厚生労働省告示第119号)、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」(令和2年厚生労働省告示第120号)、「指定成分等含有食品の製造又は加工の基準」(令和2年厚生労働省告示第121号)が公布され、**指定成分を含有する食品(健康食品)について指定成分、製造・加工基準、健康被害情報の届出等が規定された。6月1日施行**。

**政府対策本部が「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定**

3月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型インフルエンザ等特別措置法の規定に基づき、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針である「**基本的対処方針**」を決定した。(3月28日、4月7日、4月11日、4月17日、5月4日、5月14日、5月21日、5月25日改正)

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」策定

「食品ロスの削減の推進に関する法律」の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が3月31日に閣議決定された。都道府県・市町村は基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定。

3月

厚生労働省が「食品衛生申請等システムの運用について」等を発出

食品衛生法等の改正に伴い、3月31日「食品衛生申請等システムの運用について」(薬生食監発0331第1号)、「営業届出業種の設定について」(薬生食監発0331第2号)、「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」(薬生食監発0331第11号)が発出された。食品衛生申請等システムは7月1日より運用開始。

4月1日より「食品表示法」に基づく表示に完全移行

「食品表示法」が平成25年6月28日に公布、平成27年4月1日に施行されましたが、猶予期間が3月31日に終了し、**4月1日から完全移行**となった。栄養成分表示は義務化。

「緊急事態宣言」発出

4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の**7都府県**に新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」が発出され、4月16日には対象を全国に拡大した。解除は5月14日に北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、京都、兵庫の8都道府県を除く39県、5月21日に大阪、京都、兵庫の3府県、**5月25日**に北海道、東京、神奈川、埼玉、千葉の5都道県でなされ、**全国で解除**となった。

消費者庁、農林水産省、厚生労働省が「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」を発出

4月

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を受け、食品の生産体制を確保する観点から、**健康被害の防止に重要なアレルギー表示や消費期限等を除き、食品表示基準の規定を弾力的に運用**する旨の通知(消表対第691号、2消安第217号、健が発0410第1号)が4月10日に発出された。

「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた製造所等及び製造所固有記号の表示の運用について」(消食表第141号)、「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた米トレーサビリティ法の弾力的運用について」(2消安第226号、消表対第712号)も発出された。

食品用器具・容器包装のポジティブリスト公表

食品衛生法等の改正により食品用器具・容器包装についてポジティブリスト制度が導入され(6月1日施行)、4月28日にポジティブリストが公表された。



食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量(令和2年厚生労働省告示第195号)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第196号)

食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第18条第3項の施行に伴う関係告示の整備について(5月1日付 生食発0501第6号、7月2日付 薬生食基発0702第2号)

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を公表

新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言(5月4日)を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージできるよう、日常生活の中で取り組む実践例が**厚生労働省ホームページ**に公表された。

厚生労働省が「飲食店における持ち帰り・宅配食品の衛生管理等について」注意喚起を発出

5月



新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受け、一般的な飲食店が、新たに持ち帰り(テイクアウト)や宅配(出前)等のサービスを開始する事例が増えており、店内喫食に比較して食中毒リスクが高まるため注意喚起の通知が発出された(5月8日付 薬生食監発0508第2号)。その2として、注意喚起のリーフレットを作成し6月12日に発出(薬生食監発0612第1号)。

新型コロナウイルスについて、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」を公表

業種等により感染リスクはそれぞれ異なることから業界団体等が主体となり、事業活動を本格化するため**業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン**等が作成され、5月14日、内閣官房のホームページに一覧が公表された。一覧は随時更新されている。

HACCPに沿った衛生管理の施行

食品衛生法等の改正により、6月1日から、食品衛生法第50条の2第2項の基準に基づき、原則全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理の実施が求められる。1年間の経過措置期間が設けられている(令和3年5月31日)。

6月1日付 薬生食監発0601第2号「HACCPに沿った衛生管理の施行について」が発出された。

HACCPに沿った衛生管理の施行の他、食品衛生法等の改正による6月1日からの施行は、「特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集」「国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備」「乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化」

農林水産省が「高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化及び徹底について」発出

11月の香川県の養鶏場での高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、防疫対策の強化及び徹底の注意喚起が発出された(11月19日付 2消安第3664号)。

家さんの高病原性鳥インフルエンザ発生は、12月24日現時点で、13県32事例となった。

主な関連通知:

11月28日付 事務連絡「韓国の家さん農場における高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)発生に伴う防疫対策の再徹底について」

12月1日付 2消安第3861号「高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化及び徹底について」

12月7日付 2消安第3942号「高病原性鳥インフルエンザの発生に係る予防対策の強化・徹底及び年末・年始に向けた事前準備について」

12月7日付 2消安第3957号「家さんの飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の徹底について」

12月9日付 2消安第3997号「国内での高病原性鳥インフルエンザ発生を踏まえた緊急消毒について」

12月14日付 2消安第4064号「今季国内で分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスの病原性解析結果を踏まえた対応について」

12月22日付 2消安第4240号「年末年始・春節等に向けたアフリカ豚熱・豚熱・口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策の徹底について」

(2020年12月24日までの情報により作成)

SARAYA
<http://pro.saraya.com/sanitation/>

サラヤ株式会社
東京サラヤ株式会社

衛生学術課 TEL.0120-382-954
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1 食品衛生センタービル4F